

2022.2.9

組合ニュース no.4 山梨大学教職員組合

Tel (内線) : 8097

直通 (Fax) : 254-2667

E-Mail: kumiai@nashidai-union.org

活動報告

執行委員会を開催しました

2021年度 第4回執行委員会を12月22日に対面で開催し、以下について話し合いました。

- ◇非常勤職員の労働環境について、アンケート案の検討
- ◇長時間労働問題に関する対応
- ◇就業規則の一部改正（特別休暇の新設について）への要望
- ◇附属学校の勤務時間に関する報道と本学の対応について
- ◇オンラインでのレクリエーションのためのホームページ更新

1月7日に、オンライン「旗開き」を行いました

1月13日に、就業規則の改訂（特別休暇）に関する要望書を提出しました

不妊治療を受けやすい職場環境を整備し、仕事との両立を支援するための「人事管理に関する報告」に対応して、大学側から不妊治療に係る特別休暇の新設を含む就業規則の改正案が提示されました。

特別休暇の期間について、「一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）」との案を、「一の年度において10日」に変更することを、要望いたしました。

人事院の報告ではこの休暇を、不妊治療の通院のために1年に5日、さらに「体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合更に5日を加えた範囲内」としています。一方、本学就業規則改正案は「当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日の範囲内の期間」となっています。

しかし、不妊治療を受ける機会は年間概ね12回程度あるので、年間5日というのはその半分しか支援できない条件です。また、体外受精や顕微授精に係るかどうかは極めてプライベートな内容であり、他人に知られることを苦痛と感ずる人もいることは想像に難くありません。さらに、不妊治療の精神的・身体的および経済的負担は大きく、本学における10日の特別休暇の要件が「体外受精及び顕微授精」に限られることによって、医師の証明書等を必要とすると、当人の精神的・経済的負担はさらに増します。

こうした理由から、制約をつけずに「一の年度において10日」とする要望書を提出しました。ぜひ、皆さまのご意見をお寄せください。

附属学校に関する報道について

昨年12月、小中学校などを運営する全国56の国立大学法人のうち20法人で、附属校に勤務する教員の時間外労働に対して割増賃金の未払いがあったという共同通信アンケート結果の報道がありました。うち18法人が労働基準監督署から是正勧告を受けており、未払いの残業代は計8億6990万円に上るとのことです。（「未払い残業代8.7億円 国立大学法人 是正勧告も」『山梨日日新聞』2021年12月6日。）

2004年の国立大学の法人化によって、それまで「教職員給与特別措置法（給特法）」の適用対象だった附属校の教員にも、労働基準法に基づいて時間外労働に対する割増賃金が支払われることになりました。ところが多くの大学で違法状態が続いていたことが、明らかになりました。

記事によれば本学は未払いなしと回答していますが、長引くコロナウィルス感染症拡大状況において、労働時間を正しく把握して教職員の健康を維持することが、求められています。

シリーズ 山梨大学の働き方 その2 テレワーク

新型コロナのオミクロン株の流行により、「山梨大学の新型コロナウィルス感染拡大防止のための行動指針」がレベル2に引き上げられました。レベル2での事務体制は「**感染拡大に最大限の配慮をしつつ、職員の交替制勤務とし、テレワークを推奨する**」となっています。

そこで、このテレワークでの勤務時間について考えてみたいと思います。

常勤職員については職員就業規則第46条「事業場外の勤務」第3項に、非常勤職員については非常勤職員就業規則第30条「事業場外の勤務」第3項に、「出張その他本学の職務をおびて本学外で勤務する場合であって、勤務時間を算定しがたいときは（所定勤務時間）の時間を勤務したものとみなす。」とあり、時間の多少の過不足があっても所定の勤務をしたものとみなされていると思われます。

また残業については、この条文の後に「ただし、当該業務を遂行するためには通常所定勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。」とあり、必要と認められた時間外の職務については、超過勤務したとみなされることとなっています。

テレワークは時間管理が曖昧となりがちですが、我々も気を付けつつ、大学が労働時間を適切に評価するよう注視していかなければいけません。

なお、有期雇用職員就業規則については「事業場外の勤務」については触れられていませんが、大枠として職員就業規則に準ずることになっています。